

提出された意見等の概要とこれに対する考え方（第3次計画）

案 件 名 : 第3次兵庫県地球温暖化防止推進計画
 意見募集期間 : 平成25年12月27日～平成26年1月16日
 意見等の提出件数 : 34件（8人）

番号	項目等	意見等の概要	件数	県の考え方
1	第1章 第1節 2 国際 的動向	COP19 合意文書によると、合意したのは、「全ての国に約束草案を提示することを招請(invite)したこと」であって、「全ての国が、COP 2 1 より早い時期に自主的な温室効果ガス削減目標や貢献策を提出すること」に合意した訳ではないのではないか。	1	〔ご意見を反映しました〕(p1) ご意見を踏まえ、第1章第1節2 国際的動向の第3段落を(p1)を、以下のとおり修正します。 「・・・全ての国に約束草案を示すことを要請すること等が合意され、・・・」
2	第1章 第1節 3 国内 の動向	再生可能エネルギー固定価格買取制度は以下の課題があると考えている。 再生可能エネルギー種別間の競争がない価格設定となっており、太陽光発電に偏った制度設計となっている。各再生可能エネルギーの技術開発も促進されないうえ、当初想定を上回るサーチャージを国民に負担させることとなっている。 非住宅用太陽光発電において、ブローカーが設備認定だけを取得し、有利な買取価格の権利のみが転売されるなど、詐欺まがいの行為が懸念されている。 このような客観情勢を看過し、再生可能エネルギーの前向きな評価のみを行うことは、県民に誤った理解を広めると懸念する。	1	〔ご意見を反映しました〕(p9) ご意見を踏まえ、第2章第5節2 再生可能エネルギーの種類別の課題に「共通」の課題の欄を設け、以下のとおり修正します。 「・太陽光発電に比べ、それ以外の再生可能エネルギー導入量が少ない」 なお、については、現在、経済産業省が事業者に対して調査を実施していますので、その動向を注視します。
3	第3章 第1節 2020年 度温室 効果ガ ス削減 目標の 設定	国の削減目標は暫定的なものであり、実現可能性の検討や国民的議論がなされていない。国目標の上に県独自の上乗せをしたのであれば、それも「暫定」であるべきである。以上のようなことを鑑み、県目標についても、暫定値であることを明記すべきである。	2	〔既に盛り込み済みです〕(p11) 第3章第1節2020年度温室効果ガス削減目標の設定(p11)の「目標設定の考え方」の欄に「国の地球温暖化対策計画が示され、対策が大幅に見直された場合、本計画も見直す」旨を記載しています。

4	<p>第3章 第4節 1 太陽光発電の導入拡大</p>	<p>住民参加型太陽光発電事業は、地域の活性化、住民の再生可能エネルギーに対する関心高揚の上でも有効な施策と考える。 ただし、淡路島等限られた地域のみでは他の地域の県民は無関心のままであることが危惧される。 市町村と一体となったプロジェクトを広く他の地域でも展開すべきと考える。</p>	1	<p>〔既に盛り込み済みです〕(p22) 第3章第4節6(1)導入支援の「地域主導の再生可能エネルギー導入への支援」の項目に資金やノウハウが不足する地域住民等を支援する旨を記載しており、他地域の県民の関心を高めるとともに更なる導入促進を図って行きたいと考えています。</p>
5	<p>第3章 第4節 1 太陽光発電の導入拡大</p>	<p>県が蓄積してきた水道事業等の技術を武器に公的収益を増大し、その収益を市民に還元する仕組みが必要である。「企業庁メガソーラープロジェクト」を企業、市民を巻き込んでグローバルなビジネス展開の仕組みを構築することを要望する。</p>	1	<p>〔今後検討します〕 公営企業である企業庁では、再生可能エネルギーの普及拡大への貢献と保有資産の有効活用を目的とした「企業庁メガソーラープロジェクト」に取り組んでいます。 その事業実施に当たっては、企業庁ならではの取組として、森林整備等の県施策に呼応し、木製架台を採用したり、環境教育用の見学施設を設けたりすることにより、社会に貢献します。その中で、新たな木材需要が発生すること等により、関連ビジネスが活性化することも期待しています。 また、播磨科学公園都市等では、近接する大学との共同研究等も見据えており、同地域での新たな企業誘致にも波及するよう努めていきます。 ご提案のグローバルなビジネス展開については、今後の検討課題とさせていただきます。 なお、得られたノウハウ等は、固定価格買取制度を活用した県民や団体の再生可能エネルギー導入事業を促進するため、再生可能エネルギー相談支援センター（仮称）における情報提供や相談業務に活かしていきます。</p>
6	<p>第3章 第4節 3 バイオマス利用拡大</p>	<p>木質バイオマス発電は、木材の集積等の問題で他県も収益化に苦慮している。未利用間伐材の活用は、循環型社会の形成、自然の保全、過疎化解消の上でも国家的な課題であり、県を超えた広域レベルや国と連携をとって施策を進める仕組みを作るべきである。</p>	1	<p>〔今後検討します〕 県内では、赤穂市、朝来市において大規模な木質バイオマス発電施設の整備が計画されています。それらの発電施設へ未利用間伐材等を安定的に供給できるよう、県内の体制を整えるとともに、広域レベルでの連携も視野に入れた検討をしていきたいと考えています。</p>

7	第3章 第5節 1 産 業 部 門	事業者は、経団連や各種業界団体とともに「自主行動計画」を策定し、その実現に自主的に取り組み、達成してきた。県は、昨今の事業者の自主的な取り組みを評価し、その旨明記すべきである。京都議定書第一約束期間において、効果を発揮している。	2 〔ご意見を反映しました〕(p24) ご意見を踏まえ、第3章第5節1産業部門の「条例に基づく特定物質排出抑制計画・報告制度の見直し」(p24)の項目に、以下のとおり追記します。 「これまで事業者は、業界団体として、「自主行動計画」を定めるなど、自主的な取組を進めてきた。今後、対象事業所、公表制度について、以下の見直しを行い、業界団体の目標である『経団連低炭素社会実行計画』に基づく目標の着実な達成に加え、更なる自主的な取組を促す。」
8	第3章 第5節 1 産 業 部 門	業界団体で「低炭素社会実行計画」などのチャレンジングな取り組みを計画しており、この自主的な活動を評価し、産業界の目標として認識し、これ以上の目標上乗せは控えていただきたい。 「低炭素社会実行計画」の達成に向けた努力を行うとしているが、その計画からかい離れた値を目標とするのは、事業者としての対応が極めて困難であり、賛同できない。 「県独自の対策削減量」のうち、産業部門について、「国の対策削減量」の「+20%」の数値の根拠や施策の内容が不明。個々の対策内容について費用対効果を含む実現可能性を検討し、事業者の意見を聴取・反映させた上で時間をかけて検討していくべきである。今回、そのようなプロセスを経ないまま、唐突に記載された「+20%」は根拠に乏しく、実現可能性にも疑問があることから再考が必要である。	2 〔対応困難です〕 地球温暖化対策の推進に関する法律において、地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進することとされており、特に、都道府県等は、「その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進に関する事項」を含む実行計画を立てることが義務付けられています。 国が示した「地球温暖化対策地方公共団体実行計画区域施策編(策定マニュアル)」では、地方公共団体は、「地域の環境行政の担い手としてイニシアティブを発揮し、事業者や地域住民に対してもきめ細かい対策の促進を呼びかける」とされています。県は、これらに基づき県独自対策を盛り込んだ削減目標を設定しています。 なお、目標設定、対策内容については、環境審議会でご審議いただいたうえで、本案をとりまとめています。 県独自対策による2020年度すう勢ケースからの削減量は、産業部門では、約2%であるのに対し、業務部門では、約10%、家庭部門では、約6%であり、特段、産業部門に過度な負担を求めているわけではありません。削減目標を掲げて、県民、事業者、団体等により一層の削減の取組を促していくことが本計画の趣旨です。 国の地球温暖化対策計画が示され、対策が大幅に見直された場合、県民、事業者、団体等各主体の意見を踏まえ、本計画も見直します。

9	第3章 第5節 3 家庭部門	環境に優しい生活をした人が得する仕組みが必要である。具体的には、家庭ごとにCO ₂ 排出量を設定し、標準よりオーバーすれば税金増、減らせば税金減とすれば、啓蒙せずとも温暖化防止に向かうと考える。	1	〔今後検討します〕 省エネ努力による光熱費削減や太陽光発電設置による売電等により、経済的なインセンティブも働くため、環境に優しい生活をした人が得することができると考えています。
10	第3章 第5節 3 家庭部門	温暖化対策の重要性を伝える講師の素質と講座の内容(ストーリー、科学実験)が重要であり、その担い手である推進員の研修が必要ではないか。	1	〔ご意見を反映しました〕(p29) ご意見を踏まえ、第3章第5節3家庭部門の「(3)地域に根ざした取り組みの推進」の項目に、以下のとおり追記します。 「また、推進員のスキルアップを図るため、研修や情報提供等、支援を行う。」
11	第3章 第5節 3 家庭部門	家庭での最大の省エネは、断熱等住宅性能の改善である。住宅の販売業者・建築施工業者に住宅性能保証書の添付を法で義務づけるとともに、県も条例で補完すべきである。	1	〔今後検討します〕 断熱等住宅性能の改善は、家庭部門の省エネの重要なポイントの一つであると考えています。 省エネ基準の適合義務については、エネルギー基本計画の素案である「エネルギー基本計画に対する意見」(総合資源エネルギー調査会基本政策分科会、平成25年12月)及び「『低炭素社会に向けた住まいと住まい方』の推進方策について中間とりまとめ」(低炭素社会に向けた住まいと住まい方推進会議、平成24年7月)に2020年までに段階的に導入する旨が記載されており、その動向を踏まえて対応していきます。
12	第3章 第5節 2 業務部門 3 家庭部門	排出量の上昇を続ける「家庭」「業務」の削減対策を講じることが重要である。県の対策は、うちエコ診断、節電啓発など意識高揚等の非実質的な対策が中心で、どのように下げるか具体的施策が抽出されていないように思われる。	1	〔既に盛り込み済みです〕(p18、22、23、29) 家庭、業務に関しては、普及啓発に関する対策も多く盛り込んでいますが、次のとおり、実質的な削減につながる対策も盛り込んでいます。 例えば、業務部門での削減に資する対策として、「環境保全・グリーンエネルギー設備設置資金」(p22)、「防災・エネルギー設備促進貸付」(p23)により、節電や再生可能エネルギーに関する機器導入に関して、融資制度を設けています。 家庭部門での削減に資する対策として、「住宅用太陽光発電設備設置特別融資事業」(p18)、「家庭における高効率エネルギー設備等の導入促進」(p29)を設けています。 上記の事業の進捗状況等を勘案しつつ、新たな対策の追加を検討していきます。

13	第3章 第5節 3 家庭 部門	太陽熱温水設備は、家庭エネルギーの削減に大きな寄与があり、設置コストも安いことから行政上の支援をお願いしたい。	1	〔ご意見を反映しました〕(p29) ご意見を踏まえ、第3章第5節3(2)の「家庭における高効率エネルギー設備等の導入促進」の項目に、以下のとおり追記いたします。 「また、 <u>太陽熱温水器</u> や家庭用コジェネレーションシステム、ヒートポンプ給湯器等高効率給湯器のほか、住宅の断熱性能を高める内窓や複層ガラス等についても導入を促進する。」
14	第3章 第5節 5 その他 部門	省エネ、ノンフロン化につながる「自然冷媒ガス」を空調に普及させるべきではないか。	1	〔ご意見を反映しました〕(p33) ご意見を踏まえ、第3章第5節5の「(2)フロン類回収の推進」の「普及啓発の促進」の項目に、以下のとおり追記します。 「・・・ <u>県民・事業者・行政が一体となってフロン類適正処理、ノンフロン製品の選択等</u> に係る一層の普及啓発を図る。」
15	第3章 第7節 1 吸収 源としての 森林整備	資源循環型林業を構築することは重要である。山林に対し、関係行政が一体となって達成目標を定め、ロードマップを作成し、その進捗状況をチェックする仕組みを構築することを望む。	1	〔その他〕 資源循環型林業の構築や森林の多面的機能の高度発揮に向け、「ひょうご農林水産ビジョン2020」において、間伐実施面積や林内路網整備延長等の点検指標を設定し、毎年度、その進捗状況を把握して公表しています。
16	第3章 第8節 1 環境 学習・教育	小学校の授業に地球温暖化について環境学習を導入すべき。特に科学実験や絵を交えて進めるべき。	1	〔既に盛り込み済みです〕(p38) 第3章第8節「方針5 次世代の担い手づくり」に関する取組の1「環境学習・教育の学校における地球環境問題等の理解の促進」の項目で環境教育副読本（兵庫県教育委員会作成）等を活用し、授業での学びを通じて、地球温暖化など地球環境問題の理解を図る旨を記載しています。
17	第3章 第8節 2 関係 機関との 連携	国内外の環境関連研究機関と連携し、その成果を県の施策立案に取り入れることは温暖化防止のために有効と考える。兵庫県よりこれら施策を積極的に取り組んでいる県があると思われる。兵庫県も、今まで以上にこれら研究機関と関係を強化し、未来に向けて新たな環境ビジネスが花開き、それら成果が県民を豊かにすること期待する。	1	〔その他〕 IGES（地球環境戦略研究機関）、APN（アジア太平洋地球変動研究ネットワーク）等の研究機関との連携をより一層深め、県の施策立案に取り組んでいきます。

18	第3章 第10節 1. 2(5) CO ₂ 削減 協力事 業(J-ク レジット 制度)へ の参加	「(5) CO ₂ 削減協力事業(J クレジット制度)への参加」につ いては、次のように修正すべきで ある。 (修正案) 「(5) CO ₂ 削減協力事業(J クレジット制度)への参加検討 事業者は、自主行動計画等の自主 的な目標を達成するための手段 として、Jクレジット制度等の仕 組みの活用を検討するよう努め る。」	2	〔ご意見を反映しました〕(p40) ご意見を踏まえ、以下のとおり修正 します。 「(5)CO ₂ 削減協力事業(Jクレジッ ト制度)への参加検討 事業者が、条例に基づく排出抑制 計画や自主行動計画等の目標を達 成するために、国内温室効果ガス排 出量を抑制する努力とともに自ら の負担において自主的に J-クレジ ット制度等の仕組みを活用するこ とは、地域内での排出削減の観点か ら評価できるため、 <u>その活用を検討 するよう努める。</u> 」
19	資料編 用語解 説	「ヒートポンプ」の用語解説に ついて、次のように修正すべきで ある。 (修正案) 少ない投入エネルギーで、空気中 などから熱をかき集めて、大きな 熱エネルギーとして利用する技 術のこと。身の回りにあるエアコ ンや冷蔵庫、最近ではエコキュ ートなどにも利用されている省エ ネ技術。	1	〔ご意見を反映しました〕(p49) ご意見を踏まえ、以下のとおり修正 します。 「少ない投入エネルギーで、空気中な どから熱をかき集めて、大きな熱エ ネルギーとして利用する技術のこ と。身の回りにあるエアコンや冷蔵 庫、高効率給湯器などに利用されて いる省エネ技術。」
20	全体	国の確定的な削減目標が公表 された時点においては、国の目標 と整合性を確保するとともに、 個々の対策内容について費用対 効果を含む実現可能性、県民負担 の妥当性、公平性の観点から、事 業者の意見を聴取・反映した上で 時間をかけて検討していくべき である。	2	〔ご意見を反映しました〕(p11) ご意見を踏まえ、第3章第1節「2020 年度温室効果ガス削減目標の設定」の 「目標設定の考え方」の欄に以下のと おり追記します。 「国の地球温暖化対策計画が示され、 対策が大幅に見直された場合、 <u>県 民、事業者、団体等各主体の意見を 踏まえ、本計画も見直す。</u> 」
21	全体	家庭を対象とした CO ₂ 削減の 政策が必要だが、イベント等では なく、自治会組織を活用できる仕 組みを盛り込むべき。例えば、自 治会所有の建屋等に太陽光発電 を設置する事で地域住民にアピ ールできる。また、その過程にお いて、自治会総会等で温暖化対策 の重要性を PR できる。	1	〔既に盛り込み済みです〕(p22) 第3章第4節6全ての再生可能エネ ルギーに共通する導入拡大策の「地域 主導の再生可能エネルギー導入への 支援」の項目で、再生可能エネルギー 導入に意欲がある自治会等に対して、 支援を行っていく旨を記載していま す。

2 2	全体	<p>温暖化の犯人はCO₂か。地球の気温に影響を与える要因は、太陽の活動度、地球の磁場(宇宙線の変化)、火山の噴火、ミランコビッチの周期、海洋大循環、温室効果ガスなどが指摘されている。何らかの原因で気温が上がった結果CO₂が増えたのではないか。</p>	1	<p>〔その他〕</p> <p>地球の気温に影響を与える要因は、CO₂以外にも多数あり、複雑に絡み合っているとされていますが、平成25年9月に公表されたIPCC第5次評価報告書第1作業部会報告書によりますと、「人間活動が20世紀半ば以降に観測された温暖化の主な要因であった可能性が極めて高い(95%以上)」とされています。IPCCの報告書は、800名以上で執筆され、世界の専門家や政府の査読を受けて作成されたものです。</p>
2 3	全体	<p>太陽光発電等による電気を電力会社が買い取っているが、それにより、電力会社の発電量がどれほど減少したか示してほしい。</p>	1	<p>〔その他〕</p> <p>電力会社が買い取った電力量は、現状、国、電力会社のいずれからも公表されておりません。再生可能エネルギー固定価格買取制度の調達価格の妥当性を検証するために必要なデータであるので、公表するよう国に要望しています。</p>
2 4	全体	<p>風力発電は低周波被害で知られている。兵庫県は、風力発電は認可しませんと宣言してはどうか。</p>	1	<p>〔その他〕</p> <p>大型風力発電について、騒音、低周波音、あるいは景観やバードストライクの問題が生じる場合があることから、法、条例に基づく、環境アセスメント制度により適切に対応します。</p>
2 5	全体	<p>安全に運転し、電力調整しやすいのは化石燃料であろう。しかし、化石燃料は限界があるので、それを克服する方法を探りましょう。</p>	1	<p>〔その他〕</p> <p>温室効果ガス削減のため、本計画に基づき、省エネや再生可能エネルギー導入に取り組んでいきます。</p>
2 6	全体	<p>近年の夏の猛暑・冬の大寒波によって「冷暖房」(空調・エアコン)に依存している日常生活や経済活動を「省エネ」(費用対効果)「CO₂削減」の点から考えていくことを提案する。</p>	1	<p>〔既に盛り込み済みです〕(p4)</p> <p>第1章第3節計画策定のポイント(p4)に「震災で高まった省エネ機運を定着させ、省エネ対策を一層促進する」旨記載しています。</p>

27	全体	<p>「環境・エネルギー分野」でイノベーションによる新産業の創出が期待できる「省エネ・環境ビジネス」を県民ぐるみで起業化してはどうか。</p> <p>藻類から石油を作る技術を活用し、耕作放棄地で石油生産をしてはどうか。</p> <p>海水を1800℃に燃焼させて、火力発電を始めてはどうか。PM2.5や二酸化炭素を排出しない技術がある。</p>	<p>2</p> <p>〔既に盛り込み済みです〕(p23)</p> <p>第3章第4節6(4)技術開発(p23)の「兵庫県COEプログラムの推進(環境・エネルギーイノベーション特別枠)」事業において、環境・エネルギー分野でイノベーションによる新産業の創出が期待できるプロジェクトの本格的な研究開発段階への移行を重点的に支援することとしています。</p>
28	全体	<p>J-クレジット制度を活用して県民の生活中的CO₂排出量をオフセットし、環境意識の向上につなげる取組をすべきである。</p>	<p>1</p> <p>〔今後検討します〕</p> <p>関西広域連合では、J-クレジット等のカーボンオフセットを活用して、消費者のCO₂排出量をオフセットするとともに、環境意識の啓発を図る実証事業を行っており、兵庫県もこれに参加しています。実証事業の結果を踏まえ、今後の展開を検討していきます。</p>